

豊川市監査公表第9号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年1月20日

豊川市監査委員	井田哲明
同	鈴木篤男
同	星川博文

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象

(1) 対象施設

国府保育園、御油保育園、為当保育園、御油第二保育園

(2) 所管部署

子ども健康部保育課

2 監査の範囲

令和6年4月1日～令和7年10月27日

3 監査の実施期間

令和7年8月4日～令和7年10月27日

4 監査の方法

監査対象部署へあらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を調査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 一般項目

- ア 予算執行状況について
- イ 収入未済の取扱事務について
- ウ 備品等の管理に関する事務について
- エ 公金の取扱事務について
- オ 庶務その他事務について

5 監査の実施場所

豊川市役所監査委員室

6 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【国府保育園】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【御油保育園】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

園児用安全マット2枚を購入するに当たり、指名競争入札等事務を回避するため購入予定価格が少額となるよう、複数に分けた見積書を徴収していた。同様に、備品管理システム登録においても、複数に分けたことで誤った数量や金額が記載されていた。このため、豊川市契約規則及び物品管理規則の規定を遵守し、財務事務の手引きを参考にするなど適正な契約事務を行うよう改善されたい。

【為当保育園】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【御油第二保育園】

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

【子ども健康部保育課】

(1) 総括

監査の項目については、概ね適正に執行されていると認められた。
なお、次の点に留意が必要である。

(2) 意見

御油保育園で物品購入における入札等の事務を回避し直接購入を行ったという不適正な事務が発見された。これは、園児の安全確保のため老朽化した物品の買い替えを急いだことによるものである。このため、各園に対し、物品等の劣化状況を把握したうえで計画的に購入事務が遂行できるよう指導及び支援を行うとともに、諸規則などの遵守を周知徹底されたい。また、内部統制制度を理解し、リスク管理や組織のコンプライアンス意識の醸成に努められることを望むものである。